

平成 22 年度 法科大学院（法務研究科）入学試験

小論文問題紙

B日程

平成 22 年 2 月 27 日

10 : 00 ~ 12 : 00 (120 分)

(200 点)

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、問題を開いてはいけない。
2. 小論文の問題紙は 1 ページから 4 ページである。
3. 解答用紙は、問 1、問 2 および問 3 の 3 枚である。解答用紙の追加は認めない。
4. 解答用紙は 3 枚ともかならず提出すること。
5. 監督者の指示に従い、すべての解答用紙に受験番号と氏名を記入すること。
6. 解答はすべて解答用紙の指定された欄に記入すること。
7. 試験終了まで退室してはいけない。

北海学園大学

問題 次の文章を読み、下記の設問に答えてください。

2001年6月8日午前10時頃、出刃包丁の入った緑色のビニール袋を手にした宅間守という37歳の男が、大阪教育大学附属池田小学校に侵入した。それはちょうど2時間目が終わり休み時間となった時間帯であった。

池田小学校南校舎1階には、1年南・西・東組、2年南・西・東組の6教室が並んでいる。宅間はまず2年南組に入り、無言のまま5人の女子児童に切りつけた。その際の状況が、のちの公判の大阪地方検察庁冒頭陳述で詳しく描写されている。

「被告人は、同日午前10時10分過ぎ頃、2年南組テラス側出入り口から同教室に入り、同教室後方で被告人の姿に驚いて立っていたTを認め、携帯していた上記ビニール袋から出刃包丁を右手に持って取り出し、同ビニール袋をその場に捨てて、左手も出刃包丁に添え、両手で出刃包丁を持ってこれを同児童の右上腹部に思い切り突き刺し、逃げようとして背を向けた同児童の背後上方からその右後頸部や右肩付近を出刃包丁で突き刺し、さらに、同教室前方にいたYらに近づき、Yの上胸部右側及び右上腕部付近を、Mの背部中央を、Kの左側胸部を、Hの背部中央三か所を、次々と出刃包丁で突き刺し、これら5名の児童を死に至らしめた。」

次に宅間は、隣の2年西組に入り、児童2名を殺害し6名を負傷させ、廊下から2年東組に移り児童4名を負傷させた。宅間が東組から廊下に出たところで、異変に気づいた教諭が後ろからつかみかかったが、宅間はその教諭の胸を刺し重傷を負わせ、さらに中庭へ逃げていく児童を追いかけ、今度は1年南組に入って児童1名を殺害、3名を負傷させ、その後でようやく教諭たちに取り押さえられた。

つまり、宅間はわずか15分ほどの間に、児童8人を殺害し、13人の児童と教諭2人に重軽傷を負わせたのである。

このような残酷極まりない事件を起こした理由について、宅間は公判で、「自分みたいにアホで将来に何の展望もない人間に、家が安定した裕福な子どもでも、わずか5分、10分で殺される不条理さを世の中にわからせたかった」と述べ、さらに「反省の気持ちは一切ない」、「ダンプで大勢を轢き殺すほうが、ずっと満足できた」、「幼稚園ならもっと殺せた」などの発言を繰り返した。

宅間は、幼少期から残虐な行動傾向のある子どもだったと伝えられている。小学校低学年の頃は猫を新聞紙に包んで火をつけたりしており、中学生になると、ドラム缶に猫3匹を入れて焼いたり、家庭内でも暴力をふるったりするようになった。工業高校では教師に対する暴行事件を起こして退学となり、映画館で強姦未遂事件も起こしている。退学後、航空自衛隊に入隊するが、未成年の家出少女と関係して青少年保護条例違反のため除隊、

実家に戻って運送業を始めたが、これにも失敗した。

その後宅間は不動産会社に就職したが、会社の管理するマンションで集金を口実に女性宅に上がり込み、暴行を加えたうえで強姦するという事件を起こした。「幻聴が聞こえる」と訴えたため統合失調症と診断され入院するが、検察側は責任能力があるとして起訴し、大阪地方裁判所は懲役3年の実刑判決を下した。

奈良少年刑務所を出所後、二度の結婚・離婚を繰り返す一方、職場でのトラブルや強姦事件を起こしている。33歳のとき三度目の結婚をするが、この女性も妊娠中から宅間の暴力に耐えかねて子供を中絶し離婚調停を申し入れている。宅間は離婚成立後も、この女性に対してストーカー行為を繰り返し、勤務先に押しかけ退社に追い込んだうえ、暴行を加えて傷害容疑で逮捕された。

その後、伊丹市内の小学校に技能員として勤務したが、用務員室でアダルト・ビデオを見ているところを教諭に見られたため、教諭4人に精神安定剤入りのお茶を飲ませて傷害容疑で逮捕された。宅間は再び「幻聴が聞こえる」と訴え、簡易鑑定で統合失調症と診断されて措置入院となり、不起訴処分となった。この頃四度目の結婚をしていたが、この事件により離婚となった。

多額の借金で身動きができなくなった36歳の宅間は、大阪地方裁判所に自己破産を申請する。さらに統合失調症と診断されたことを理由に、三度目の妻との離婚無効訴訟を起こし、千五百万円の慰謝料を請求した。この頃、宅間の兄は弟による長年の心労と事業の行き詰まりから自殺している。

次に宅間はタクシー運転手となるが、ホテルでベルボーイと口論になり暴行を加えて逮捕され失職。その後トラック運転手となったが、進路妨害に腹を立て、乗用車を運転していた大学生に暴行を加えて逮捕された。

つまり、池田小学校事件犯行時、37歳の宅間は、暴行罪・傷害罪・器物破損など前科11犯、四度の離婚歴があり、自己破産した上に七百万円以上の借金を抱え、父親からは勘当され、母親は精神病院に入院、兄は自殺しているという状況にあった。大阪地方検察庁冒頭陳述は、こうした状況に加え、犯行の引き金として三度目の妻（甲女）への逆恨みがあったとして、次のように述べている。

「被告は、2001年6月7日夜、大阪池田市内の自宅で、これまでの経緯を振り返り、すべてを甲女の責任に転嫁して恨みを抱いた。同時に、甲女との裁判でまとまった金を手に入れようとしたあても外れ、将来の見通しがまったく立たないとの絶望感にかられた。被告は『自殺をしても甲女らが喜ぶのみだ。自分が死ぬくらいなら、自分が味わっている絶望的な苦しみをできるだけ多くの被害者とその家族に味あわせてやろう』という思いを抱いた。」

「被告はかねてから社会に適応できず、学歴コンプレックスや劣等感から社会や世間に対して根強い不信感と不平等感を抱いてきたため、他人や社会に対して責任を転嫁する性格や攻撃的な性格と相まって、その対象を社会や世間に向け、仕返しをしてやろうと考えるに至った。」

「被告は日曜日に大阪市内の繁華街にダンプカーで突っ込むなどの大量殺人のためのいくつかの犯行方法を考えたが、なかでも、小学生を襲えば、体格も小さく、逃げ足も遅いため、多数を殺害できると考えた。具体的な対象として、かつてあこがれ、ねたましく思っていたエリート校とされる附属池田小の児童を無差別に殺害することを決意した。」

2003年8月28日、大阪地方裁判所は、宅間守に死刑判決を下した。弁護団は控訴したが、宅間自身がそれを取り下げ死刑が確定した。通常の犯罪者は死刑だけは逃れようとするが、宅間は自ら控訴を取り下げたばかりか、判決から6カ月以内に刑を執行するよう嘆願書を書いている。2004年9月14日、異例の早さで死刑が執行された。

（「池田小学校殺人事件」や宅間守の経歴については、村野薫『日本の大量殺人総覧』[新潮社、2002年]、新潮45編集部編『殺ったのはおまえだ』[新潮文庫、2002年]などを参考にした。）

この事例をもとに「死刑制度」に関する議論がおこなわれた。遺族感情、再犯防止といった観点から死刑制度を容認する意見が述べられたあと、死刑制度に反対する立場から次の発言があった。

A：宅間死刑囚の経歴から事件に至る流れを知って、最終的に異例の早さで死刑が執行されたことに複雑な気持ちをもった。宅間死刑囚は8人の児童を殺害することで、国家に自殺幫助をしてもらったと考えることもでき、何もかもが宅間の思い通りになったと言える。この事件の後、同じように早期の死刑を求める死刑囚や被告人も複数出ている。死刑という刑罰が刑罰として機能していない。凶悪犯を社会から消し去るだけでは、第二・第三の宅間が出現する。凶悪犯には自分の非道な行為を認識させ、考え続けさせるべきである。

設問

問1 「再犯防止」という観点から、死刑制度存置を主張する論証を構成してください。

(70点)

問2 死刑廃止論の中心的な論拠の一つに「死刑は人権侵害である」という主張がある。なぜ人権侵害だと言われるのかを簡潔に述べたうえで、問題文の事例を材料にして反論をおこなってください。(60点)

問3 Aの主張は説明不足の面があるが、Aの見解の意図をくみ取り簡潔に敷衍したうえで、Aの主張に対する反論をおこなってください。(70点)